

就労継続支援B型事業所さくら共同作業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社はびねすケア（以下「事業者」という。）が設置する就労継続支援B型事業所 さくら共同作業所（以下「事業所」という。）において実施する指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 事業者は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

- 2 事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「法」という。）及び「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名 称 就労継続支援B型事業所さくら共同作業所
- （2） 所在地 京都市南区東九条南松田町 38-3

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- （2） サービス管理責任者 1名以上（常勤職員）
サービス管理責任者は、次の業務を行う
 - ア 就労継続支援B型計画の作成等に関すること。
 - イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
 - エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(4) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、適切な就労継続支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜～金曜日（土日祝・年末年始 12/31～1/3 除く）とする。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜～金曜日（土日祝・年末年始 12/31～1/3 除く）とする。
- (4) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は20名（就労継続支援B型20名）とする。

(主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 難病等対象者

第7条 本事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

(1) 就労継続支援B型計画の作成

事業所は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画を作成する。

(2) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供（施設内及び施設外）

事業所は、利用者が就労継続支援B型計画に沿って実習、施設内外就労、施設内外支援ができるよう、実習等の受入先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。また就労継続支援B型計画に沿って必要な施設内外就労、施設内外支援を行う。

(3) 求職活動の支援

事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。

(4) 職場定着のための支援

事業所は、利用者の職場定着を促進するため、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 600 円

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、240 円とする。

(2) 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする

4 次条に定める通常の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 500 円

(2) 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上10キロメートル未満 750 円

(3) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1000 円

(工賃の支払)

第9条 事業者は、指定就労継続支援B型の生産活動に従事している利用者、当該指定就労継続支援B型毎に生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援B型の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(個別支援計画の作成等)

第10条 管理者は、サービス管理責任者に就労継続支援B型計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、就労継続支援B型計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて就労継続支援B型計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

５ サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

６ サービス管理責任者は、第４項に規定する就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

７ サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画を作成した際には、当該就労継続支援Ｂ型計画を利用者に交付するものとする。

８ サービス管理責任者は、就労継続支援Ｂ型計画の作成後、就労継続支援Ｂ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、就労継続支援Ｂ型計画の変更を行うものとする。

９ サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

（１）定期的に利用者に面接すること。

（２）定期的にモニタリングの結果を記録すること。

１０ 第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する就労継続支援Ｂ型計画の変更について準用する。

（通常の事業の実施地域）

第１１条 通常の事業の実施地域は、

京都市南区、伏見区、下京区、東山区、中京区、右京区

第１２条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意することとする。

（１）利用者は、身だしなみを整え清潔にする事

（２）利用者は、飲酒、宗教活動、営利を目的とした勧誘などを行わない事

（３）暴力行為、又は他の利用者の迷惑になる言動を行わない事

（緊急時などにおける対応方法）

第１３条 従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

２ 指定障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３ 指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１４条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

２ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第 15 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施
- (5) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知の徹底

（苦情処理）

第 16 条 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 2 週間～1 カ月以内
- (2) 継続研修 初年度 6 ヶ月以内 1 回、次年度よりは年度毎に 1 回行う。
- 2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社はぴねすケアと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。